平成２３年（フ）第３８０号
北九州市小倉南区葛原１丁目12番６号
債務者　伊川誠一郎
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６５号
北九州市若松区東二島１丁目11番52号
債務者　山本滔八郎
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２３号
北九州市小倉北区赤坂３丁目10番33号
債務者　金光　貴芳
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５９号
北九州市小倉南区若園２丁目１番50―301号
債務者　増田　達喜
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５８号
佐賀県唐津市菜畑3754番地６
債務者　山口　政数
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６８号
佐賀県唐津市久里497番地９
債務者　吉村　宗也
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２８４号
大分市大字勢家863番地の３
債務者　松浦　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９２号
大分県別府市石垣西３丁目１番34号
債務者　萱島　豊輝
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３０１号
大分県由布市挾間町挾間358番地２
債務者　小園智太郎
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２７２号
宮崎市恒久南１丁目１番地２　江南ハイツ205号
債務者　中嶋　剛志
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０１号
宮崎市福島町寺山3147番地
債務者　末並　政幸
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４２号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田1460番地５
債務者　上村　勇一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７７号
鹿児島県霧島市国分名波町11番20―201号
名波ハイタウン
債務者　松田かおり
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
鹿児島県霧島市隼人町姫城825番地
債務者　濵田　孝博
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
鹿児島県霧島市隼人町姫城1024番地　姫城403―Ｂ201
債務者　山本　夕子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
鹿児島県姶良市加治木町木田2727番地
債務者　上水流廣道
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
鹿児島県肝属郡肝付町後田5571番地３
債務者　松元　友美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
沖縄県那覇市与儀１丁目25番20号
債務者　渡久地正治
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部